

評価手順書改訂に向けた論点整理と対応			
目次		項目名に一部不整合が残っている	精査して修正する
はじめに			
背景と目的	P2	日本版シーフードウォッチをイメージしているものと思われませんが、同じように、食べてよい魚、悪い魚といったものにする目的でしょうか。アウトプットのあり方について確認が必要かと存じます。書類の中で言及されていないことから、現状では理解できかねるところです。	加筆、修正しました。
背景と目的	P2	生産者側に対して、議論のプロセスを含め、十分説明されたとは言え、このプロジェクトそのものを受け入れられるかを含め、生産現場への説明と納得感を求めていかれようとするかも、重要な評価ポイントかと思えます。	プロジェクト発足に当たって、大日本水産会・全漁連・水産庁関係各課などに説明を行っている。各地方機関・団体については、個別に回るわけにはいかないので、利害関係者意見照会を通じて、意見をおたずねする方針で対応してきた。なお、今回の改訂に当たっては、ご指摘の点も踏まえ複数の外部有識者への査読依頼を行い、そこで指摘された点についても対応することとした。
コンセプト	P3	MEL-Jでは、持続可能性について、我が国の公的・自主的な資源管理の組み合わせのもとで多種多様な魚種を多様な漁法で漁獲する実情を踏まえて、生物多様性の極めて高い我が国漁業について、自然と人間の共生・順応的管理の視点にこだわりを持つことを掲げています。このような視点も見ることができないでしょうか。	ご指摘の通りであり、漁業の共同管理として、P6漁業管理の段落でも触れているところです。一方で、これまで評価作業を実施した結果、自然と人間の共生・順応的管理を短いタイムスパンで的確に実施している例を証拠とともに提示することはかなり困難であることもわかってきました。このため、当面は現在の記述のままいたします。
コンセプト	P6	その地域に水産業があるだけで発揮される機能(文化の継承、国境・沿岸域の監視機能、自然環境の保全等の多面的機能)は本評価手順の中で読み込むことが難しかったのですが、重要な要素であると思えます。定量化しにくい内容ですが、評価に盛り込んでいただきますようご検討いただきたく存じます。	ご指摘の通りであります。どのように評価を行うべきか既存の研究成果によっても難しい面があるため、当面は現在のままといたします。なお、多面的機能については、3軸(環境保全)、4軸(文化の継承)でもその一部を評価対象としており、積極的に評価していくことを考えています。
コンセプト	P7	情報提供「健康と安全・安心」の説明 言及しているのがフグ毒、貝毒といった自然由来のものだけですが、一般の関心が高いのは人間活動起源の化学汚染物質(PCB、ダイオキシン、重金属、放射性物質等)や養殖魚の抗生物質等の添加物、アニサキスやO-157等の食中毒ではないでしょうか？(水俣病、放射性物質についてはp9で違った形で言及されています)	ご指摘に従い加筆・修正します。「フグ毒や二枚貝・・・が知られており、」→「フグ毒、貝毒などの自然毒、寄生虫・食中毒、さらに人間活動由来の化学汚染物質などが安全に対する懸念要素であり、」
コンセプト	P7 下5行	当機構の4本柱の1は、「評価軸3漁業の管理」における管理の適正化・高度化に大いに寄与していると思うので、言及した方がよいのでは？ この文面通り捉えたと、機構の4本柱では、評価軸3に対する貢献は無いように見えてしまうので。	ご指摘の通りでありますので、以下のように修正します。 『研究開発の柱1の下で実施している「資源管理手法の高度化」、 「海洋生態系の影響や社会経済状況等の視点も含めた資源管理手法の開発」は、評価軸1「資源の状態」におけるより精度の高い水産資源の解析・評価、評価軸2「生態系・環境への配慮」における生態系等に対する影響評価の高度化、ならびに評価軸3「漁業の管理」における管理の適正化・高度化に貢献することが期待されます。』
コンセプト	P8 図3	漁獲から消費に至る過程が「競り」と「加工」のみを通過するように描かれているが、近年は直販など「競り」以外の過程もあるし、生鮮(加工しない)での流通も多いことから、矢線を適宜追加してはどうか？	ご指摘に従い改訂します。
コンセプト	P9 3～4行目	いい書き方が思いつかないものの、柱1・3・4の中の調査研究の中には、「評価軸4地域の持続性」へ貢献しているものもあると思うのですが。	ご指摘の通り1,2,3軸の評価対象は地域の持続性に貢献しますが、4軸がそれらに支えられた社会の評価であるのに対し、1,2,3軸は支える各要素の科学的な評価という構造で、いずれも意味があると考えています。
コンセプト	P9 3～4行目	水俣病や放射能汚染などの悲劇を二度と繰り返さないことは、「日本の水産業が果たすべき絶対的な前提条件」とありますが、水産業界だけが頑張らざるを得ないものではないと思います。敢えて書けば「日本の政治と社会全体が果たすべき前提条件」または「日本の水産業の持続・発展のための絶対的な前提条件」では？	ご指摘の通りです。以下のように修正します。 『これを二度と繰り返さないことは、将来世代に対する日本の水産業の持続・発展のための絶対的な前提条件だと、わたしたちは考えます。』
コンセプト	P9	そもそも我が国の消費者の現状の意識レベルを認識したうえで、消費者に水産物の持続可能性をどう理解してもらい、意識をどのレベルにもっていき、そのことで何を求めるのかの究極の目的の様なものに対するストーリーが描き切れていないように思います。例えば、消費者にとって水産物は「資源」よりも「商品」や「食べ物」としての認識であるにもかかわらず、目的が不明瞭なまま専門知識を提供することは、消費者が生産現場の技術的な管理等に偏った意見を材料になってしまうリスクもあるのではないのでしょうか。	確かに消費者には様々な意識の層があると思いますが、水産資源や環境を共有の財産と捉えれば、持続的な利用のための意識の底上げに対する働きかけは無意味では無いと考えています。
	P9	14行目:総合点はつけないとされているが、P4の図2では推奨リストを作成することになっており、推奨リストの作成要領についても記載すべきではないか？あるいは推奨リストというよりも、「持続性の多軸評価リスト」とすべきかもしれない。	図2にある「推奨リスト」を「持続性総合評価」に修正いたします
	引用文献	—	
	評価手順と対象魚種		具体的に記述し直しました。
	P12 対象地域と各評価軸の関係		
	評価対象魚種	・緊急保護が必要な種類については別に扱うこととされているが、透明性の観点から、その理由の追記が望ましい。また、別に扱うとされる「別」へのアクセス方法も明示すべきであろう。	「2)」を以下の通り変更しました。「緊急保護の必要性については、そのほかの項目の順位付けに拘わらず、社会的なニーズなどを踏まえて事務局で優先順位の判断を行う。」
	評価項目の内容	そもそも評価手法の妥当性について判断しかねる。以下の点が、やや明確でないように思われる。 ・事業の目的に応じた評価手法と言えるのか ・評価項目は適切か ・評価手法が複雑すぎるのでないか ・評価に用いる点数の設定は適切か	水研センターのあり方検討結果をベースとして、各種水産物認証に用いられている評価基準や、世界銀行によるFPIなどを参考に、外部評価委員会での議論を経て評価手順を設定してきたが、ご指摘の懸念も理解できるため、今回の改訂に当たって以下のように修正した。 「評価項目の追加などの大幅な改訂に当たっては、複数の外部有識者への査読依頼を行うなど、客観性の高い評価基準となるような対応を取り入れる。」
	評価項目の内容	各都道府県の財政力について:資源管理などSHUNの評価項目とは直接関係ないと思われるため、削除してはどうか？	世界銀行によるFisheries Performance Indicatorsを下敷きに世界的な比較検討を行うことを視野に入れて持続性評価を組み立てているため、現行のままいたします。
	評価報告書		
	記載内容	情報収集の方法においても、公的機関への報告情報のみで判断することは極めて困難であるとする。漁業従事者の就労状況および操業における安全性については、組合等の記録等の情報を集めるか、現場レベルで従事者にヒアリングをしたり、直接観察を行う必要があり、それを抜きにして適切な情報に基づいた評価を行うことは難しいと考える。	就労状況の聞き取り調査の実施による評価のほうがよりきめ細かい評価が可能となるが、統計を使った評価も社会研究では安全性の代理変数として使われている。本プロジェクトでは、既存の文書資料や公的機関のインターネット文書を基に評価を行うこととしており、事業者からの要望により評価を実施する一般の水産エコラベルとは異なり、第三者による検証が困難な個別の聞き取り調査等は評価資料とはしないこととしている。このため、得られる情報には必ずから限界もあるが、可能な限り情報入手に努め、評価精度を向上していきたい。
	記載内容		記載項目とフォントや文字サイズなどを厳密に定義しておく方が、作業が効率的
	評価軸の構成ならびに採点方法	・複数漁業種類で漁獲されている場合は、漁業種類毎に集計してから漁獲量の重みをつけて平均する(2軸)、県毎・漁業種類毎に集計してから漁獲量の重みをつけて平均する(3・4軸)、という二つの集計が行われている。きちんと明文化しておく必要がある。	ご指摘の通りです。P12の文章、及び図2を改訂する方向で明文化いたしました。
	評価軸の構成ならびに採点方法	・重み付け平均を行った場合の端数の扱いについて、統一する必要がある。 ・全体的に点数付の基準について、各項目の重み付けの考え方が見えにくい。客観性を持って理解ができる説明の下で、採点評価の妥当性が一般的に理解を得られるようになることを期待したいです。	ご指摘の通りです。明文化いたしました。

	評価軸の構成ならびに採点方法	・5段階の評点の中間に来ると考えられる場合の点数の付け方について、取り決めがなされていない。 ・基準を定めるか、もしくは基準のない配点値は使わない方がよいのではないだろうか	評価の間の点は、理由が明確であればつけてもよいこととしました。(整数のみ)
	評価軸の構成ならびに採点方法	・なるべくNAがつかないような配点基準を作るべき	
	評価軸の構成ならびに採点方法	・コンセプトでは総合点はつけないとされているが、P4の図2では推奨リストを作成することになっており、推奨リストの作成要領についても記載すべきではないか？あるいは推奨リストというよりも、「持続性の多軸評価リスト」とすべきかもしれない	ご指摘の通りですので、図2にある「推奨リスト」を「持続性総合評価」に修正いたします
	評価報告書作成と査読等の手順	評価を行う際に本来求められるステークホルダー(利害関係者)の定義づけをしつかり行い、本プロジェクトを通してより透明性ある水産政策の実現のためのリーダーシップを発揮すべきである	ステークホルダー(利害関係者)の定義づけについても、明文化いたしました。
		評価リストの作成過程における透明性と客観性をパブリックコメントと利害関係者への文書による意見聴取のみで担保することは困難であると考えます。評価の手法、内容等の妥当性を判断するうえで、専門的な知識が求められることから、まずは、各分野の専門家で構成される第三者委員会等に意見を求め、その結果を参考情報として公開しながら、パブリックコメントと利害関係者の意見聴取を行うことが適切と考えます。	評価結果を数値化できる場合は、予め定めた手順に従えば良いのですが、定性的な評価を行わざるを得ない項目では、担当者の考えのみに偏らないよう、利害関係者からの意見聴取(Stakeholder consultation)を重視しております。さらにその後パブコメを行うことで、十分な外部意見の聴取を行えるようにしております。これら一連の過程を外部委員が評価するという手順に変更いたしました。
	バージョン管理		
	評価報告書改訂の考え方		
	著者の取り扱い		
概要			
	魚種の特徴		
	〔分類・形態〕		
	〔分布〕		
	〔生態〕		
	〔利用〕		
	資源の状態		
	海洋環境と生態系への配慮		
	漁業の管理		
	地域の持続性		
	健康と安全・安心		
1. 資源の状態			
	目的		
	事前準備		
概要			
	漁業		
	〔対象種を漁獲する漁業〕		
	〔評価対象漁業の絞り込み〕		
	〔評価対象漁業の操業形態〕		
	対象種の資源生物研究・モニタリング(1.1)		
	資源の水準・動向(1.2)		
	漁業の影響(1.3)		
	評価範囲		
	① 評価対象魚種と資源評価対象海域特定		
	② 評価対象魚種の漁獲統計資料の収集		
	③ 評価対象魚種の資源評価資料の収集		
	④ 評価対象魚種を対象とする調査モニタリング活動に関する資料の収集		
	⑤ 評価対象魚種の生理生態に関する情報の集約		
1.1 対象種の資源生物研究・モニタリング・評価手法			
1.1.1 生物学的情報の把握			
1.1.1.1 分布と回遊		評価対象魚種について、これら情報の把握実態を評価項目に含めることは不適切である。ここでアセスされる情報はいずれも科学的根拠に基づいた客観的な評価を実行するための前提条件として必要なものであり、評価対象魚種を選定するための事前準備に使われるべき内容である。または、適切な判断指標(レファレンスポイントなど)が定かでない場合に、補完的に評価に取り入れるといった扱いが適切と考える	
1.1.1.2 年齢・成長・寿命			
1.1.1.3 成熟と産卵			
1.1.2 モニタリングの実施体制			
1.1.2.1 科学的調査			
1.1.2.2 漁獲量の把握			
1.1.2.3 漁獲実態調査		・1)分布域の一部あるいは全体についてと2)情報の利用期間(短期か長期か)を基準として、5段階評価を行っている(2x2+情報なし=5)。しかし、1.1.2.3の場合、情報として操業ごとの漁獲量、努力量、位置などが例示されている。このように情報の質にも3種類以上あり、客観性向上のため、これらを加味した5段階評価の表が必要ではないか？	資源量の指標として資源評価に既に十分使えるか(5点)、そのための調査を継続しているか(程度により4~2点)、という観点から評価しています。
1.1.2.4 水揚物の生物調査		・1)分布域の一部あるいは全体についてと2)情報の利用期間(短期か長期か)を基準として、5段階評価を行っている(2x2+情報なし=5)。しかし、1.1.2.4の場合、体長、体重、生殖腺重量、年齢などが例示されている。このように情報の質にも3種類以上あり、客観性向上のため、これらを加味した5段階評価の表が必要ではないか？	資源評価に必要な生物学的特性値が既に十分使えるか(5点)、そのための調査が継続しているか(程度により4~2点)という観点から評価しています。
1.1.3 資源評価の方法と評価の客観性			
1.1.3.1 資源評価の方法		・チューニングVPAについては以下のような問題点が指摘されている(岡村・市野川 2016)ため、これらの問題点を追記するとともに4.5点程度としてはどうか？ 「VPAは、通常、親子関係(再生産関係)に何も仮定を置かないので、親子関係に関する情報が得られない。親子関係は、最適漁獲量を決定するのに重要であるので、これは不都合なところである。また、VPAは年齢別漁獲尾数が正しいことを前提にしているが、年齢別漁獲尾数は体長組成と年齢の関係などから推定されるものであり、不確実性がある。さらに、過去を遡ることによって推定するため、過去の資源量推定値は安定するが、最近の推定値の不確実性はかなり大きくなる。」	VPAが最善ではないとしても、(解析のマンパワー、コストを考えた上で)国の評価手法に採用されている以上これを満たしているか否かが評価対象になると考えます。不確実性を減らす努力は別途国の事業で取り組まれているものと思料いたします。
1.1.3.2 資源評価の客観性		「有識者の助言協力を仰ぎ～」であることから、「外部査読が行われている」と判断されたのでしょうか。配点の際には、配点基準を満足すると判断した根拠を、基準と照らし合わせて示したほう説得力が増すと思われまます。(「パブコメの受付」を「外部査読が行われている」と理解する人もいられるかもしれません) ・外部査読が行われているだけで最高点というのは過大評価ではないでしょうか	本項目は、透明性の確保という観点で配点基準が設定されています。
1.2 対象種の資源水準と資源動向			

	1.2.1 対象種の資源水準と資源動向	判定不能、不明に点を与えるべきではない(そもそも評価対象とすべきではない)資源水準を把握することは、本プロジェクトの評価中で最も重要な項目の一つである。資源水準が明らかでない魚種については、他のいかなる項目で評価可能であったとしても、結果に対する十分な説明責任が果たせるとは言えない。	本プロジェクトは基本的に水産研究・教育機構のアウトリーチ活動の一環であり、どのような調査研究が行われており、どのような情報が整備されているかについても公表するという性質を持っている。また、事業者からの要望により評価を実施する一般の水産エコラベルとは異なり、将来的になるべく多くの水産生物を対象に評価する必要があるため、何らかの情報により資源水準や水準の推移が推測できるものについては積極的にその情報を評価することとしている。このため、本プロジェクトにおいては判断材料の有無を対象選定基準とはしていない。したがって選定した種の中に「判定不能」の種が出てくることも想定した評価手順とし、判定不能の場合は予防原則を適用し評価は最低としている。また、いずれの情報も存在せず、判定不能なものについては、その旨判定して利用に際しての注意を喚起することも必要であると考えている。一方で、情報の有無が評価結果を大きく左右することがないように、評価点の配分や計算方法には評価手順書の中で配慮を行っています。
	1.3 対象種に対する漁業の影響評価		
	1.3.1 現状の漁獲圧が対象資源の持続的生産に及ぼす影響		
	1.3.2 現状漁獲圧での資源枯渇リスク		
	1.3.3 資源評価結果の漁業管理への反映		
	1.3.3.1 漁業管理方針の有無	・現状として資源状態が中位以下になっていないので、管理方針を反映する事態に至っていない場合の扱いが不明確である	ご指摘の通りですので、明文化いたしました。
	1.3.3.2 予防的措置の有無	・漁獲方策上(ABC算定のための基本規則)では不確実性を考慮したABCtargetが設定されているが、実際のTACはABClimit(不確実性を考慮しないもの)に基づいている。このため、この点を追記するとともに、1点とすべきではないか？ ・予防的措置とはABCtargetのことでしょうか？ABCtargetは、資源管理(TAC)には反映されていないと思いますが。 ・「予防的措置は計算されていけばよい」というのは評価をしている者からの観点かと思えます。外から見ると、予防的措置を考慮した管理措置が適用されているかどうかという趣旨に感じるのはないかと思えます。 ・2~4の配点基準が記載されておらず、配点根拠が不明。	「予防的措置は考慮されているが管理施策には反映されていない」場合を2点としています。ご指摘の通りですので、明文化いたしました。
	1.3.3.2 予防的措置の有無	漁業管理方針と予防的措置 全魚種に共通することであるが、漁業管理方針と予防的措置(ABCtargetや広義の海洋保護区なども含む)は実際の管理に適用されてはじめて意味を持つ(1.3.3の記載のとおり)。もちろん資源評価において漁業管理方針と予防的措置が明示されなければ、実際の科学に基づく管理も困難と思われるので、全く漁業管理方針と予防的措置に関する情報がないわけではない。しかしながら、現実に漁業管理方針と予防的措置が適用されていないのであるから、1点が妥当ではないか？また、判断基準として、資源評価における実際に利用可能な漁業管理方針と予防的措置の有無を加えることがより客観性のある評価につながると思われる。なお、TAC種においてはMSYコントロール規則やABCtargetがこれらに相当するが、非TAC種の場合は入口管理や技術的管理などに関して資源評価において提言される必要があろう。広義の海洋保護区の活用も世界的な潮流となっており、これも予防的措置と見なすことができると思われる。資源評価でABClimitがあるが実際には適用されていない場合でも3点は過大と思われる。なぜなら、漁業管理方針の場合は2点であるためであり、配点基準の一貫性も欠けるのではないか？仮に「漁業管理方針や予防的措置の情報があるのに使用しないことは、そもそも情報がない場合より管理サイドの責任が重い」という考え方が妥当とすれば、0点とすべきであろう。	現行の施策には反映されていなくても、科学的な提言がなされている場合は、全く考慮されていない段階とは異なると思えますので評価も別と捉え、明文化いたしました。ここでは不確実性への対応を予防的措置と捉えましたので、他のテクニカルコントロール(MPAなど)は3軸マターとなり、ここでは含んでおりません。
	1.3.3 に関わる評価項目の追加	1.3.3.1、1.3.3.2の続きとして、「科学的根拠を有する管理目標や漁獲制御規制が設定されている」を評価項目として追加すべき 1.3.3では、資源評価結果が漁業管理に反映されている根拠として、その実態に対する科学的な適正を問うべきである。例えば、MSCの基準では、管理目標値(LRP, TRP)の適正やHCRの内容、また漁業戦略(HS)が精査される。これらの適正や代替可能な管理手法が導入されているか否かを問う内容になっていない現在の手順書では、長期的な視点で漁業管理の科学的適正を評価することは不可能である。	1.3.3.4でこれらの設定のプロセスを評価しております。設定のプロセスに外部有識者が加わっていただければ内容の妥当性は担保されていると考えます。
	1.3.3.3 環境変化が及ぼす影響の考慮	環境変化が及ぼす影響の考慮 評価の趣旨としては、1. 2. は環境調査が行われていない、十分でない。3. はわかっているが反映されていない。4. 5. で反映の度合いが高まるということであろう。3. の意味は、調査により影響が判明している点にあると思うので、「環境変化の影響が存在するが」ではなく、4. 5. の表現とそろえて「環境変化の影響が把握されているが」とするべきではないか	ご指摘の通りですので、「3点 環境変化の影響が把握されているが、現在は考慮されていない」を、追記しました。
	1.3.3.4 漁業管理方針の策定	・国の管理計画は定めていないものの、都道府県の資源管理指針については、魚種として、あるいは定置網、小中まき網の対象魚種として、各県の資源動向を踏まえ、資源管理指針が定められており、休漁措置等の漁獲努力量削減措置が決められている。全く反映されていないというのはいいすぎではないか。 ・資源評価により提示された管理方針は、「現状の漁獲圧の維持」であり、少なくとも定置漁業においては漁獲圧の増加はなく、「評価結果は漁業管理へ反映されていない」という指摘は再考が必要。	ご指摘の通りですので、都道府県の管理指針、自主的な管理も評価対象とするよう見直しました。
	1.3.3.5 漁業管理方針への遊漁、外国漁船、IUU漁業などの考慮	・外国漁船はないという場合は、完全に考慮した漁業管理方針の提案がされている5点となるのではないのでしょうか。また、外国漁船やIUUはないかもしれませんが遊漁もないということでしょうか。	ご指摘の通りですので、「遊漁、外国漁船、IUU漁業による漁獲がないかまたは無視できる程度である場合も評価する。」を追記し、評価点基準を改訂しました。
	引用文献	HPに掲載するためには、URL情報を引用文献に掲載するよう、様式を統一する必要があります	
	2. 海洋環境と生態系への配慮		
	目的		
	事前準備		
	概要		
	生態系情報・モニタリング(2.1)		
	同時漁獲種への影響(2.2)		
	海洋環境・生態系への影響(2.3)		
	評価範囲		
	① 評価対象漁業の特定		
	② 評価対象海域の特定		
	③ 評価対象漁業と生態系に関する情報の集約と記述		
	1) 漁具、漁法		
	2) 船サイズ、操業隻数、総努力量		
	3) 主要魚種の年間漁獲量		
	4) 操業範囲: 大海区、水深範囲		
	5) 操業の時空間分布		
	6) 同時漁獲種		
	7) 希少種		
	2.1 操業域の環境・生態系情報、科学調査、モニタリング		
	2.1.1 基盤情報の蓄積	・4点の「リスクベース評価を実施できる情報がある」と、5点の「現場観測～情報がそろっている」の違いがわかりにくいと思います。	リスクベース評価の説明を「目的」に追加しましたが、直接の評価ではなく漁業の影響が現れていると考えられる要素を用いて評価するため、不確実性が高いと考えられることから配点が低くなっています。
	2.1.2 科学調査の実施		
	2.1.3 漁業活動を通じたモニタリング		
	2.2 同時漁獲種		
	2.2.1 混獲利用種		

2.2.2 混獲非利用種	極少数の鯨類(ミンクを除く)の捕獲があり、資源状況の悪い種が多数あり、悪影響のリスクが高く、悪影響が懸念される2点となっている。 捕獲された鯨類がどのように国際的に報告されているのか当方は担当外のため詳しくないが(IWCに全て報告か?)、この表現をみると定置網が鯨類に対して非常に悪影響を与えている印象を与えてしまわないか。捕鯨について対外的な公表は慎重に行うことが必要ではないか。少なくとも捕鯨担当関係者の意見を十分にきくべきではないか。 現在、米国より、鯨を含めた海産ほ乳類の捕獲について、米国と同様の管理措置を漁業において取らなければ、米国への輸入を認めない方針であるとの通告がきているところでもある。	ひげ鯨類については、混獲利用種として2.2.1で評価しており、ここでの評価対象ではありません。2.2.2では歯鯨類を対象に、混獲の潜在的な影響を対象種の生産力と混獲への感受性を2軸としたPSA評価を行っています。PSAリスク評価を用いている理由は、断片的な情報しかなく混獲頻度がどれくらいであるかすら把握できない状況であるためです。この結果、潜在リスクが懸念されることから2点となっています。
2.2.3 希少種		
2.3 生態系・環境		
2.3.1 食物網を通じた間接作用		
2.3.1.1 捕食者		
2.3.1.2 餌生物		
2.3.1.3 競争者		
2.3.2 生態系全体	漁業が生態系全体に及ぼす影響について:最大で30%の操業日数削減に取り組んでいることから0.7の係数が選択されているが、実際(実績)の削減率とすべきである。すなわち、「最大で...取り組んでいる」と「実績」のいずれが適切かと問われれば、後者が妥当と思われる。または「操業日数削減」は最大ではなく平均あるいは見込み値とすべきではないか?	漁業に関わる実測データがなく、利用できるデータも限られているためこのような結果となりました。より良いデータがあれば修正します。
2.3.3 海底環境(着底漁具を用いる漁業)		
2.3.4 水質環境	・本項目は、国際条約に基づく国内法に合致しているかどうかが主な評価内容となっている。労働条件の公平性等の項目の評価方法と同レベルで行うべきである。例えば、「水質汚濁防止法等により摘発される事例はないことから、適切な処理を行っている」と推定される。」で4点。5点をとるためには、対象水域における濃度や蓄積量が低いことが確認されているとされているが、このような指標で評価することはそもそもデータがどの海域においても存在せず、決して5点をとれない配点となっているのでは。2、3点となると法令違反の可能性あり。情報不足で1点では、点数の絶対値では法令違反より低い点数となり、あまりに不合理ではないか。 ・何かを排出しながら行う漁業というのはあるのでしょうか。(具体的にイメージできないのですが、全ての魚種で1点になりませんか?)	ご指摘の通りですので、評価基準を改訂しました。
2.3.5 大気環境	・横並びで既にこのような評価をおこなっているのかもしれないが、生産金額ベースで比較するのは変では。同じ操業を行ったとしても、そのときの魚価の変動によって、生産金額は大きく変動するはず。魚価は、環境とは関係のない、市場に対する供給量(輸入含む)等で変動する。このことをもって、大気への悪影響とまですることは無理がある。 ・CO <sub>2</sub> の評価について:漁獲量や生産額当たりの排出量で評価をしているが、各漁業による総排出量の方が環境への影響を直接的に評価できるのではないか?	「漁獲量あたり」も参照しております。 総排出量でみると、漁法としての評価が悪くても漁船数が少なければ問題なし(高評価)となってしまう恐れがあります。IMOの条約で段階的に規制を強めている段階では論点がほける可能性があると考えています。
引用文献		
3. 漁業の管理		
目的		『P42:第3段落:下から2行目』 追記:他の軸とは異なり、すべての評価項目で高い得点を得ることが目的とはなっていません。
事前準備		3軸では、インプット/アウトプット/テクニカルすべての達成しなければならないわけではない。どれかをやっていて効果があるものには点数を与えるというスタンスなので全部が5点である必要はない。少ない管理でもうまくいければ加点するという考え方である。
概要		
管理施策の内容(3.1)		
執行の体制(3.2)		
共同管理の取り組み(3.3)		
評価範囲		
① 評価対象漁業の特定		
② 評価対象都道府県の特定		
③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述		
3.1 管理施策の内容		『P44:第1段落:3.1 管理施策の管理』 MCSという、伝統的に政府によるトップダウン的アプローチで導入することを想定しがちだが、ここでは、誰が導入するかに関わらず、自主的なものも含め、その中身について評価する
3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール		『P44:3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール:下から2行目:…場合でも、以降に追記』 追記:中期的管理目標(海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画)等にてらして有効に管理できている場合は、最高点とする
3.1.2 テクニカル・コントロール	・配点基準の「一部」(4点)と「十分」(5点)の違いが分からないので、評価では5点でない理由を具体的に示すほうが、情報の利用者にとって、リスクの所在が分かり有益と思われる。 ・定置網についても先の資源管理指針等により 休漁期の設定等が行われているところである。目合いの拡大についても、調整規則のように公的なものとはなっていないが、小型魚の保護等(網なりをよくすることや、網替えの回数を少なくする効果もあり)により、多くの定置網で目合いの拡大に取り組んでいる(具体的な事例は、もうかる漁業の取組が参考になる)。よって、少なくともまき網と同じ点数を定置網につけるべきである。	評価の違いの曖昧さを是正するため、 『漁獲個体の体長規制により幼稚魚や未成魚を保護する取り組みが行われていること、』と、より具体的に記述しました。
3.1.3 生態系の保全施策		
3.1.3.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制	・配点基準の「一部」(4点)と「十分」(5点)の違いが分からないので、評価では5点でない理由を具体的に示すほうが、情報の利用者にとって、リスクの所在が分かり有益と思われる。 ・定置網は一般的に環境・生態系への影響を与えにくい漁業といわれている。この部分(漁法そのものの特性)を評価すべきでないか。	従来、インプット・コントロールやテクニカル・コントロールと考えられていた施策のうちで、近年の科学的知見の蓄積から3.1.3.1(新手順では3.1.4.1)の機能も有していると評価できるものは、加点材料として良いこととする。インプット・コントロールやテクニカル・コントロールとのダブルカウントとは考えない
3.1.3.2 生態系の保全修復活動		
3.2 執行の体制		
3.2.1 管理の執行		
3.2.1.1 管轄範囲	8割はカバーされているから4点、というのは、甘いのではないか。指摘されているように、公海での漁獲動向に応じて状況が変化しうることから、3点とすべきである。同魚種を漁獲対象とする漁船を有する他国との共同管理体制の確立がなければ、想定されるリスクはかなり高いと思われる	個別の評価結果に対する指摘と思われるが、論拠を明確に記述することとし、今回の改訂で中間点の取り扱いも明確にした。
3.2.1.2 監視体制	乗船オブザーバーやオブザーバーカメラの搭載がなければ、操業時の混獲や海上投棄などの問題に対する十分な監視は出来ていない。	ご指摘に従い、オブザーバーによるモニタリングについても言及することとした。
3.2.1.3 罰則・制裁		
3.2.2 順応的管理	・「TAC期中改定制度によりABCの再評価、TACの再設定が行われている」については、一般にABCの下方修正に応じたTACの下方改定はないので、「順応的な管理が行われていると判断」するには、注意が必要かと思えます。 ・定置漁業の場合、ブリ資源に限定した順応的管理の実施は無いが、漁業種団体が組織されていることから、「反映する仕組みがない」とまでは言えないと思料される。	2018年の水政審管理分科会で、ズワイガニのTAC下方改定が決定された例は存在する。 カタクチイワシ、ホッケ、ブリ、ウルメイワシ、マダラなど、水政審資源管理分科会で、次期TAC候補、広域管理資源として国作成の資源管理指針に毎回資源の動向等を記載し、広域漁業調整委員会にその管理の対処を検討させ報告を受けることとしている魚種については、3点を与える。今までは、TAC魚種は5点、その他は1点だった。勿論、自主的管理施策が存在し、それが順応的であれば3点等を与える
3.3 共同管理の取り組み		
3.3.1 集団行動		
3.3.1.1 資源利用者の特定		

	3.3.1.2 漁業者組織への所属割合		
	3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力		資源管理計画を策定、実施していることで3点を与える。それ以上の評価は内容による(引用をもって加点していく)。この点と3.1での点はダブルカウントではない
	3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動		
	3.3.2 関係者の関与		
	3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画		
	3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画	海区漁業調整委員会のホームページで公表している委員名簿に漁業種類の属性等が記載されていないのは事実ですが、公表に当たって属性の記載が義務づけられていることはなく、それをもって「属性の記載がないから読み取れない」という記述はおかしいのではないのでしょうか。各府県調整委員会へ問い合わせ記載すべきではないでしょうか。	一般に接せられる資料では、立候補漁民等の属性は示されていないのが通例で、沿海漁業協同組合が立候補し当選する場合以外に属性が把握できないのが通例です。このため、これより以後には、県公報に記載される当選者が沿海漁協役員等と同名なら記入し、利害関係者のコメント時に同姓同名の漁民がいるか確認して頂けるように変更したいと考えています。しかしながら、本評価作業では一般の人が内容を検証できるよう、既存の公表資料を用いることを基本としているため、データに限界があることを御理解ください。
	3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画	利害関係者の定義が必要 外部の研究者や市民団体から、ある種の資源の持続可能性を問う声が上がっている場合に、こうした意見はどうやって取り込むのか。透明性の確保がされているとは言いにくいのではないかと。	ご指摘の事態も考慮されることから、パブリックコメントの期間はできる限り長くとり、そのような意見も聴取できるように努めて参ります。
	引用文献		
	4. 地域の持続性		
	目的		
	事前準備		
	概要		
	漁業生産の状況(4.1)		
	加工・流通の状況(4.2)		
	地域の状況(4.3)		
	評価範囲		
	① 評価対象漁業の特定		
	② 評価対象都道府県の特定	漁業の管理および地域の持続性については、石川県と鳥取県のみ記述となっています。これは評価手順書にある漁獲量の75%をカバーする漁業が対象となるためですが、他の府県についても漁業管理の取組等は実施されているので、できれば他府県の取組についても記述が欲しいところです。	現状の評価手順では漁獲量の75%をカバーする漁業が対象となるため、評価対象都道府県、漁業種類を絞って評価してきたが、対象地域内で特筆すべき内容がある場合には、本評価軸の特性から、極力拾い上げるように対応したい。
	③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述		
	4.1 漁業生産の状況		
	4.1.1 漁業関係資産		
	4.1.1.1 漁業収入のトレンド	・「漁業収入のトレンド」について、「収入が減っている漁業は乱獲や不適切なマーケティングや資源の配分の結果である可能性が高い」とありますが、漁業収入は天候や水温等の自然環境や国内外の経済状況等にも大きく左右されます。漁業が自然状況やマーケットなどの大きな枠組みで影響を受けていることが背景として示されるべきではないでしょうか。	ご指摘の通りですので、評価に関わる記述を改訂しました。
	4.1.1.2 収益率のトレンド		
	4.1.1.3 漁業関係資産のトレンド		
	4.1.2 経営の安定性		
	4.1.2.1 収入の安定性		
	4.1.2.2 漁獲量の安定性		
	4.1.2.3 漁業者団体の財政状況		
	4.1.3 就労状況		
	4.1.3.1 操業の安全性	労働災害発生状況における死亡者数で、操業の安全性を検証、評価する方法は適切ではないと考える。現に、すべての魚種の評価報告において、「(特定魚種の特定地域に該当する)労働災害発生状況に関する情報は入手できなかった」となっており、適切な評価手順に則って評価が行われたとは言えない。労働、人権に関する項目が含まれている養殖業のエコ認証ASC(Aquaculture Stewardship Council:水産養殖管理協議会)の基準が参考となる。(特に原則6を参照)	本プロジェクトでは、既存の文書資料や公的機関のインターネット上に公開された文書など、第三者が検証可能な情報を基に評価を行うこととしている。事業者からの要望により評価を実施する一般の水産エコラベルとは異なり、個別の聞き取り調査等は第三者による検証が困難なこともあり、評価資料とはしないこととしているため、得られる情報には必ずから限界もあるが、可能な限り情報入手に努め、評価精度を向上していきたい。関連して、NGO等の調査報告書が入手可能であればその内容についても精査の上積極的に引用する方向で検討するとともに、将来的には研究課題としての取り上げも含めて機構内で検討してまいりたい。
		ASC認証の労働と人権に関わる項目について参照されているSA8000の基準も参照されたい。	御教示いただいた、SA8000の基準から判断したNGO等の調査報告書が入手可能であればその内容についても精査の上、積極的に引用する方向で検討するとともに、将来的には研究課題としての取り上げも含めて機構内で検討してまいりたい。
		操業時の安全性の評価が基準としては、下記にあげるような項目が確認される必要があると考える。 ＜操業の安全性について把握すべき情報＞ ・操業におけるリスクが特定され、リスクを防止する安全対策がとられているか、保護具などの着用が徹底されているか ・これら安全対策等に関する指導、研修、訓練等が定期的実施されているか(その記録があるか) ・事故等が発生した場合に記録、報告する仕組みがあるか(組合などの組織単位で) ASCについて(WWF日本のサイトより)	ご指摘いただいた点は具体的かつ適切であり、労働条件や操業の安全に関する評価にはご指摘にもあるが、1)予防策の有無、2)聞き取り調査の実施による評価、3)統計上に現れる数値に基づく事後評価が考えられる。確かに2)聞き取り調査実施の方がよりきめ細かい評価が可能となるが、統計を使った評価も社会研究では安全性の代理変数として使われている。また、本プロジェクトでは、既存の文書資料や公的機関のインターネット上に公開された文書など、第三者が検証可能な情報を基に評価を行うこととしており、第三者による検証が困難な個別の聞き取り調査等は評価資料とはしないこととしている。今後は、安全対策や訓練などの情報についてさらに精査し、入手可能性のあるようであれば評価基準改訂の中で取り込んでいきたい。さらに、本項目の内容は大変重要なことから、NGO等の調査報告書が入手可能であればその内容についても精査の上積極的に引用する方向で対応したい。
		運輸安全委員会の検索を用いて、1998～2018年の兵庫県船曳網の死亡事故を調べた結果、2009年と2012年に各1件あった。 http://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/ship/index.php そもそも死亡事故について何年までさかのぼる必要があるのか、統一的な方針で処理すべき。これまでその他魚種についても、平成28年度分しか調べていない。	ご指摘に従い、参照すべき資料として運輸安全委員会の死傷等事故検索( <a href="https://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/ship/sailordisaster.php">https://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/ship/sailordisaster.php</a> )、海難審判庁の採決閲覧( <a href="http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu.htm">http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu.htm</a> )等を加えることとし、手順書にもその旨記載しました。なお、対象年については、おおむね3年程度を目安としているが、情報源によっては最近一年間で判断せざるを得ないものがあることをご理解願いたい。
	4.1.3.2 地域雇用への貢献		
	4.1.3.3 労働条件の公平性	待遇の公平性や差別を判断する基準が不明確である	
		労働条件の公平性に関する評価についても、労働災害の報告記録を根拠とし、建設業界における自殺者数との比較や、水産業における賃金不払いや労働安全衛生法違反などの事例が報告されていないことを上げて、公平であるとの結論を出しているが、報告がされていないことと、問題がないことはイコールではなく、適切に評価されたとは言えない。つまりは、評価の根拠となる情報およびその入手手段が適切とは言えない。	ご指摘の点は大変もつともであると考えられる。労働条件の公平性に関する評価には、1)労働条件や操業の安全に関する対応策の有無、2)聞き取り調査の実施による評価、3)統計上に現れる数値に基づく事後評価が考えられる。確かに2)聞き取り調査実施の方がよりきめ細かい評価が可能となるが、統計を使った評価も社会研究では安全性の代理変数として使われている。また、本プロジェクトでは、既存の文書資料や公的機関のインターネット上に公開された文書など、第三者が検証可能な情報を基に評価を行うこととしており、第三者による検証が困難な個別の聞き取り調査等は評価資料とはしないこととしている。今後は、安全対策や訓練などの情報についてさらに精査し、入手可能性のあるようであれば評価に用いていきたい。さらに、本項目の内容は大変重要なことから、NGO等の調査報告書が入手可能であればその内容についても精査の上積極的に引用する方向で対応したい。

			水産業においては、外国人実習生制度の問題や外国人労働者の搾取、労働時間と休憩時間・休日、最低賃金および生活賃金とその支払い状況などの問題が懸念されるため、これらの問題の有無や程度を確認する情報を収集し、評価することが望ましいと考える。	ご指摘の点について、公的機関から得られる情報には必ずから限界もあるが、今年度の法改正に伴って報告が公開される可能性もあるので、可能な限り情報入手に努め、評価精度を向上していきたい。また、NGO等の調査報告書が入手可能であれば、その内容についても精査の上積極的に引用する方向で対応したい。
			いずれの魚種の評価報告においても、労働条件の公平性における外国人実習生の問題については、「初めの技能習得期間の6か月以上には、労働基準関連法令が適用される(厚生労働省 2016)」ため、「比較的公平性は高いと考えられる」と結論づけているが、法令が順守されているかについては情報収集も評価もされていないため不十分である。	ご指摘の点について、外国人実習生問題については、法の穴を抜けて実習生を酷使していることが問題であり、法的な枠組みがあるかどうかは重要なことである。法的な枠組みがある場合には、それに違反すると送検事例等となって統計に反映されるため、本プロジェクトではその評価をもって公平性を判断している。本項目については原評価では説明不足であったことから、「労働基準関連法令が適用され、またそれに違反した送検事例も見られないため、比較的公平性は高いと考えられる」と評価を改訂したところである。公的機関から得られる情報には必ずから限界もあるが、今年度の法改正に伴って報告が公開される可能性もあるので、可能な限り情報入手に努め、評価精度を向上していきたい。さらに、本項目の内容は大変重要なことから、NGO等の調査報告書が入手可能であれば、その内容についても精査の上積極的に引用する方向で対応したい。
			強制的な労働状況がないか(従事者が自由に現場を離れることができるか、外国人実習生や労働者の場合、雇用主によるパスポート等公的証明書の保持や支払いの保留などがないか)、暴力やハラスメントの有無についても確認することが望ましい。	ご指摘の点について、公的機関から得られる情報には必ずから限界もあるが、今年度の法改正に伴って報告が公開される可能性もあるので、可能な限り情報入手に努め、評価精度を向上していきたい。また、NGO等の調査報告書が入手可能であれば、その内容についても精査の上積極的に引用する方向で対応したい。
		4.2 加工・流通の状況		
		4.2.1 市場の価格形成		
		4.2.1.1 買受人の数		
		4.2.1.2 市場情報の入手可能性		
		4.2.1.3 貿易の機会		
		4.2.2 付加価値の創出		
		4.2.2.1 衛生管理		
		4.2.2.2 利用形態		
		4.2.3 就労状況		
		4.2.3.1 労働の安全性	労働災害発生状況における死亡者数で、操業の安全性を検証、評価する方法は適切ではないと考える。現に、すべての魚種の評価報告において、「(特定魚種の特定地域に該当する)労働災害発生状況に関する情報は入手できなかった」となっており、適切な評価手順に則って評価が行われたとは言えない。労働、人権に関する項目が含まれている養殖業のエコ認証ASC(Aquaculture Stewardship Council:水産養殖管理協議会)の基準が参考となる。(特に原則6を参照)	本プロジェクトでは、既存の文書資料や公的機関のインターネット上に公開された文書など、第三者が検証可能な情報を基に評価を行うこととしている。事業者からの要望により評価を実施する一般の水産エコラベルとは異なり、個別の聞き取り調査等は第三者による検証が困難なこともあり、評価資料とはしないこととしているため、得られる情報には必ずから限界もあるが、可能な限り情報入手に努め、評価精度を向上していきたい。関連して、NGO等の調査報告書が入手可能であれば、その内容についても精査の上積極的に引用する方向で対応したい。
		4.2.3.2 地域雇用への貢献	操業時の安全性の評価が基準としては、下記にあげるような項目が確認される必要があると考える。 <操業の安全性について把握すべき情報> ・操業におけるリスクが特定され、リスクを防止する安全対策がとられているか、保護具などの着用が徹底されているか ・これら安全対策等に関する指導、研修、訓練等が定期的実施されているか(その記録があるか) ・事故等が発生した場合に記録、報告する仕組みがあるか(組合などの組織単位で) ASCについて(WWFジャパンのサイトより)	ご指摘いただいた点は具体的かつ適切であり、労働条件や操業の安全性に関する評価にはご指摘にもあるが、1)予防策の有無、2)聞き取り調査の実施による評価、3)統計上に現れる数値に基づく事後評価が考えられる。確かに2)聞き取り調査実施の方がよりきめ細かい評価が可能となるが、統計を使った評価も社会研究では安全性の代理変数として使われている。また、本プロジェクトでは、既存の文書資料や公的機関のインターネット上に公開された文書など、第三者が検証可能な情報を基に評価を行うこととしており、第三者による検証が困難な個別の聞き取り調査等は評価資料とはしないこととしている。今後は、安全対策や訓練などの情報についてさらに精査し、入手可能性があるようであれば評価基準改訂の中で取り込んでいけるようはかってまいりたい。さらに、本項目の内容は大変重要なことから、NGO等の調査報告書が入手可能であれば、その内容についても精査の上積極的に引用する方向で対応したい。
		4.2.3.3 労働条件の公平性	待遇の公平性や差別を判断する基準が不明確である	待遇の公平性や差別の有無は重要な視点であるが、本プロジェクトでは、既存の文書資料や公的機関のインターネット上に公開された文書など、第三者が検証可能な情報を基に評価を行うこととしており、第三者による検証が困難な個別の聞き取り調査等は評価資料とはしないこととしている。このため、使える資料としては、厚生労働省の各労働局が労働環境改善を喚起する目的で公表している送検事例等が有用であろうと考えている。これらの情報は、改善喚起を目的としているため、一定期間が来ると消去更新されてしまうことから、常時情報を入手し、1年以上にわたる資料を基に判断できるように対応することとする。
		4.3 地域の状況		
		4.3.1 水産インフラストラクチャ		
		4.3.1.1 製氷施設、冷凍・冷蔵施設の整備状況		
		4.3.1.2 先進技術導入と普及指導活動		
		4.3.1.3 物流システム		
		4.3.2 生活環境		
		4.3.2.1 自治体の財政状況	財政力指数により判定していると記述されていますが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で規定されている健全化判断の指標には含まれておらず、また、当該法律の指標数値を見ると、京都府は基準を超えてはいないものの、日本海西区各府県の中で最も高い数値となっています。	検討の結果、最近いくつかの論文で評価されている指標値を用いる方が、より実感に近いのではないかと結論となったため、全面的に改訂することとします。 「本項目では、自治体の財政の健全性そのものではなく、地域産業の持続性の観点から、公共サービスが充実し、住民が暮らしやすいか、また経済的に潤っていて経済活動が活発であるかを評価することを目的としている。公共サービスの質はその地域の住みやすさにつながり、公共サービスを判断する重要な代理指標の一つに財政状況があるとされている。地方公共団体の財政力を示す指数としては、財政力指数(過去3年間の平均値)が一般に用いられ、指数が高いほど財源に余裕があることとされている。しかしながら、財政力がそのまま公共サービスには結びつかないという意見や、財政力の低い自治体は、地方交付税に依存した公共サービス提供や民間委託の推進による公共サービス維持を図ることから、財政力指数のみで公共サービスの質を判断できないという意見もあり、これらを総合した評価は困難であるとされてきた。 この問題に関連して、東洋経済新報社は1993年以降、市ベースの各種統計データを基に算出した「住みよさランキング」を作成し、総合評価偏差値とその内容について公表している。この指標は近年いくつかの研究報告でも引用されるようになってきたことから(野村・小沢 2017、清水池・吉中2014)、財政力指数を指標とするよりも算出された総合評価偏差値を用いる方がより住民の実感に近いと考え、対象範囲の海岸線に位置する自治体の総合評価偏差値を平均し、以下の配点にしたがって評価する。
			「生活環境に関しては自治体の財政力が全国平均を大きく下回っており、公共サービスの水準が良好ではない」と記述されていますが、財政力指標のみをもって都道府県の健全性を判断することはおかしいのではないのでしょうか。また、生活環境に関する公共サービスは、主に市町村が担っており、都道府県の財政力指標で良否を判定することはおかしいのではないのでしょうか。	
			財政力指標は、地方公共団体の財政力を示す指標で、数値が高いほど財源に余裕があると総務省では解説されています。 一方で、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、実質公債費比率や将来負担比率など4つの指標が定義されており、早期健全化基準等が示されています。これらの指標をみると、京都府は基準を超えてはいないものの、日本海西区府県の中では最も数値が高く、他県に比して早期健全化基準に近い数値であります。自治体の財政状況を財政力指標のみで判定することはおかしいのではないのでしょうか。	
			評価手順P58によると、「公共サービスの質はそのままその地域の住みやすさにつながり、そしてその地域の漁業の魅力の一つとなる。公共サービスは各自自治体の財政状況に左右されるため、この基準では、住みやすさの目安を総務省が発行する地方公共団体の財政力指数で評価する。」とありますが、公共サービスの「質」が財政状況と直結するというのは、非常に乱暴な見方であり、財政が厳しいからといって、「質」が下がると評価されるのは認められるものではありません。この評価指標自体の削除を求めます。	

	4.3.2.2 水産業関係者の所得水準	経営体当たり所得や平均県民所得は、労働者の所得水準ではないといわれるので、船員の月給の比較対象として適当か疑問がある。また、これらは月額なのか記載がないので不明確である。また、製造業の月給と企業役員の月給は全国平均である。従って、「地域平均を50%以上超える」の根拠(数値)が不明確である <a href="https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%9C%8C%E6%B0%91%E7%B5%8C%E6%B8%88%E8%A8%88%E7%AE%97">https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%9C%8C%E6%B0%91%E7%B5%8C%E6%B8%88%E8%A8%88%E7%AE%97</a>	ご指摘の通りですので、以下のように改訂いたします。 「所得水準は、水産業関係者が漁業から得る富に対する直接指標となる。地域の平均収入と比較し、この漁業が地域コミュニティの中で優秀な労働者を惹きつけ、地域よりも利益的かどうかを評価する。 この基準では、水産業関係者の所得水準として、県別の産業計の男性平均値などが算出できる「厚生労働省」の「賃金構造基本統計調査」を用い、漁業実態に応じて一番小さな階層である10～99人の階層の給与等の値を用いる。一方で、船員労働統計の業種別平均値が全国平均しか得られなかったり、漁業経済調査の全国平均の値しか得られない場合もあるので、比較対象を地域漁業の代表値とすることは困難な場合も多いため、データが得られればもうかる漁業の計画に記載された人件費と乗組員数から1人当たりの月給を試算するなどした推定値を補完的に用いざるを得ない場合も想定される。」
	4.3.3 地域文化の継承		
	4.3.3.1 漁具漁法における地域文化の継続性	点数の付け方を統一すべき	ご指摘の通りですので、点数の付け方を明文化しました。評価項目の性質上、対象地域内で特筆すべき内容がある場合には、極力拾い上げるように対応し、情報がある県の平均として総合配点をつけることとしました。また、評価の間の点は、理由が明確であればつけてもよいこととしました。(整数のみ)
	4.3.3.2 加工流通技術における地域文化の継続性	点数の付け方を統一すべき	ご指摘の通りですので、点数の付け方を明文化しました。評価項目の性質上、対象地域内で特筆すべき内容がある場合には、極力拾い上げるように対応し、情報がある県の平均として総合配点をつけることとしました。また、評価の間の点は、理由が明確であればつけてもよいこととしました。(整数のみ)
	引用文献		
	5. 健康と安全・安心		
	5.1 栄養機能		
	5.1.1 栄養成分		
	5.1.2 機能性成分		
	5.1.2.1 EPAとDHA		
	5.1.2.2 ビタミン		
	5.1.2.3 ミネラル		
	5.1.2.4 タウリン		
	5.1.3 旬と目利きアドバイス	・希少種についても、旬と目利きのアドバイスが掲載されているが、消費者がアオギスを目にする機会があるとは考えられず、このように評価することの意義が理解できない。	ご指摘の通りですので、以下を加筆しました。 「資源量が極端に小さい場合や希少種で一般に目にすることが想定できない場合には、本稿の記述は省略しても良い。」
	5.1.3.1 旬		
	5.1.3.2 目利きアドバイス		
	5.2 検査体制		
	5.2.1 食材として供する際の留意点		
	5.2.1.1 生食におけるアニサキス感染		
	5.2.1.2 ヒスタミン中毒		
	5.2.1.3 アレルゲン		
	5.2.1.4 脂質の酸化		
	5.2.2 流通における衛生検査および関係法令		
	5.2.3 特定の水産物に対して実施されている検査や中毒対策		
	5.2.4 検査で陽性となった場合の処置・対応		
	5.2.5 家庭で調理する際等の留意点		
	5.2.5.1 アニサキス感染防止		
	5.2.5.2 ヒスタミン中毒防止		
	引用文献		